小牧市内で創業のために融資を受けた方々へ

R8.10 作成

小牧市創業支援利子補給補助金交付制度のご案内

株式会社日本政策金融公庫及び小牧市と小規模企業等振興資金に関する覚書を締結している取扱金融機関（※以下「公庫等」という。）から創業のために必要な資金（以下「創業資金」という。）の融資を受けた方に対し、利子の一部を補助する制度です。

（※）公庫等

株式会社日本政策金融公庫	岐阜信用金庫
三菱 UFJ 銀行	東濃信用金庫
大垣共立銀行	いちい信用金庫
十六銀行	瀬戸信用金庫
あいち銀行	中日信用金庫
名古屋銀行	東春信用金庫

１．補助対象者

個人事業主及び会社法に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社で次のいずれにも該当する方。

（１）市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方

（２）事業の開始前または事業の開始（＝開業届又は法人等設立届出書に基づく）から１年以内に公庫等から創業資金の融資を受け、当該融資に係る利子を支払った方（後ほど借換を行ったものは対象外）

（３）市税の滞納のない方

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条に規定する風俗営業その他これに相当すると市長が認めた業種を営む者でない方

（５）暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

２．補助対象経費

創業資金に係る融資に基づき支払う利子(但し、延滞に係る利子を除く。)のうち、第１回から第３６回までの支払いのもの（据え置き期間がある場合は、その回数も含む)。

３．補助金額

対象期間（＝申請日を含む年の前年１月１日から 12 月末日まで）における支払済利子。

但し、延滞に係る利子を除き、且つ年額１０万円を限度とします。

４．申請方法

原則、電子申請となります。

①申請期間

令和９年１月6日（水）から令和９年１月２９日（金）

②申請対象

対象期間に支払った利子

申請フォーム

③申請方法

「右の申請フォーム（QR コード）」

「https://logoform.jp/form/uSYk/1838621」

以上のいずれかから申請を行ってください。

④必要書類（添付書類）

④－１．日本政策金融公庫から融資を受けている方。

④－２．その他の金融機関から融資を受けている方。

④－１．日本政策金融公庫から融資を受けている方。

（１）公庫等が証明する創業資金融資に係る利息の支払を証する書類（写）

日本公庫ダイレクト(オンラインサービス)、または取扱支店(ご返済係)から取得できる「利息支払証明書」。

※R8.1.1～R8．１２．３１の証明書を取得すること。

（２）「支払額明細書」（写）又は「返済予定表」（写）

お支払額明細書（＝融資開始時に送付されるもの）

※R９.1.1以降のみが記載のものは不可。

（３）開業日を証する書類（写）

「個人事業主」の方

１．市内在住の方

個人事業の開業・廃業等届出書（税務署へ提出したもの）

※e-Tax の場合は、画面印刷（受付日が表示されているもの）で可。

２．市外在住の方

個人事業の開廃業等申告書　（市役所課税課（旧市民税課）へ提出したもの）

「法人」の方

（本店所在地の市内・市外を問わず）

法人等設立（異動）申告書　（市役所課税課（旧市民税課）へ提出したもの）

※eLTAX の場合は、画面印刷（受付日が表示されているもの）で可。

☆２年目以降の申請については、個人・法人いずれも省略可。

（４）個人事業主にあっては代表者本人、法人にあっては代表者又は担当者の本人確認書類（運転免許証等顔写真付きのもの）（写）

④－２．その他の金融機関から融資を受けている方。

（１）公庫等が証明する創業資金融資に係る利息の支払を証する書類（写）

「小牧市創業支援利子補給補助金に係る利息支払証明書（＝市サイト掲載の市様式）」を借入金融機関へ持参し、証明を取得する。

※R8.1.1～R8．１２．３１の証明書を取得すること。

（２）「支払額明細書」（写）又は「返済予定表」（写）

利息支払予定日の一覧，及び融資日（または貸付日）が記載された書類。

（例：（証書貸付）返済予定表．取引明細照会票，支払額明細書）

※R９.１.１以降のみが記載のものは不可。

（３）開業日を証する書類（写）

「個人事業主」の方

１．市内在住の方

個人事業の開業・廃業等届出書（税務署へ提出したもの）

※e-Tax の場合は、画面印刷（受付日が表示されているもの）で可。

２．市外在住の方

個人事業の開廃業等申告書　（市役所課税課（旧市民税課）へ提出したもの）

「法人」の方

（本店所在地の市内・市外を問わず）

法人等設立（異動）申告書　（市役所課税課（旧市民税課）へ提出したもの）

※eLTAX の場合は、画面印刷（受付日が表示されているもの）で可。

☆２年目以降の申請については、個人・法人いずれも省略可。

（４）個人事業主にあっては代表者本人、法人にあっては代表者又は担当者の本人確認書類（運転免許証等顔写真付きのもの）（写）

５．その他

市の「小売商業振興対策促進利子補給補助金」との重複適用は出来ません。

＜問い合わせ先＞
小牧市役所　商工振興課　新産業創出係
〒４８５－８６５０　小牧市堀の内三丁目１番地
電話：０５６８（７６）１１１２　　ＦＡＸ：０５６８（７５）８２８３